

## 八尾市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金給付事業の実施について

この度、本市におきましてはエネルギー価格等の物価高騰に伴う介護サービス事業所等の負担を軽減するため、サービス種別や定員数に応じた支援金の給付を実施することといたしました。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、ご申請いただきますようお願いいたします。

### 1. 対象となる事業所等(①と②に該当)

#### ①令和4年9月1日時点において、いずれかに該当する事業所等

- ・八尾市内に所在しており、八尾市から介護サービスを提供する事業所の指定を受けている事業所
- ・八尾市内に所在しており、かつ届出のある軽費老人ホーム
- ・八尾市内に所在しており、かつ届出のある有料老人ホーム又はサービス付き高齢者住宅

#### ②申請日以降も継続して運営を行う事業所

### 2. 対象事業所及び給付金額

区分	サービス種別	定員	給付金額
訪問系	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売		30,000円
通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	20名以上	300,000円
		19名以下	200,000円
入所系	短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	50名以上	500,000円
		10名以上49名以下	300,000円
		9名以下	150,000円

※介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、併設のショートステイの定員を含みます。みなし指定の事業所は対象外とします。短期入所生活介護の空床型を除きます。福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合は1事業所とみなします。

### 3. 提出書類

- ・八尾市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金申請書兼請求書
- ・八尾市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金申請書兼請求書(内訳書)
- ・債権者登録申請書

### 4. 申請期間

令和4年11月1日(火)から令和4年11月30日(水)まで(必着)

※窓口又は郵送にて高齢介護課へご提出ください。

## 5. その他

- ・別紙（内訳書）には、法人名、住所、担当者、連絡先、管理番号（表面左上に記載）、事業所番号、事業所名、サービス種別（プルダウンより選択）、定員及び金額をご記入ください。
- ・事業所ごとの提出ではなく、法人単位で各事業所分をまとめてご申請をお願いします。  
※法人名義の銀行口座へ各事業所分の支援金をまとめてお振込みいたします。  
※本通知は各事業所へ送付しております。
- ・上記3にある債権者登録申請書は、本市にすでに提出されている場合であっても、振込口座の確認のため、必ずご提出をお願いします。

## 申請・問合せ先

〒581-0003

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市健康福祉部高齢介護課

TEL : 072-924-3854 FAX : 072-924-1005

e-mail : koureikaigo@city.yao.osaka.jp